

甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

本市の国民健康保険税率は、平成27年度から令和5年度まで基金を活用しながら据え置きとしてきたが、被保険者の減少による税収の減少、被保険者一人当たりの医療費の増加等の理由から、滋賀県に納める国民健康保険事業費納付金の増加と基金保有額の大幅な減少により、各区分の税率の改定が必要となったことから、甲賀市国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 国民健康保険税の医療分における被保険者に係る所得割額の税率を「100分の6.8」から「100分の7.0」に引き上げることとします。

【第3条第1項関係】

(2) 国民健康保険税の医療分における被保険者に係る均等割額を「2万3,600円」から「2万4,500円」に引き上げることとします。

【第5条関係】

(3) 国民健康保険税の後期高齢者支援金分における被保険者に係る所得割額の税率を「100分の2.4」から「100分の2.5」に引き上げることとします。

【第6条関係】

(4) 国民健康保険税の後期高齢者支援金分における被保険者に係る均等割額を「7,500円」から「8,300円」に引き上げることとします。

【第7条の2関係】

(5) 国民健康保険税の後期高齢者支援金分における世帯に係る平等割額を特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「6,300円」から「6,600円」に、特定世帯においては、「3,150円」から「3,300円」に、特定継続世帯においては、「4,725円」から「4,950円」に引き上げることとします。

【第7条の3関係】

(6) 国民健康保険税の介護分における被保険者に係る所得割額の税率を「100分の2.1」から「100分の2.3」に引き上げることとします。

【第8条関係】

(7) 国民健康保険税の介護分における被保険者に係る均等割額を「9,600円」から「10,000円」に引き上げることとします。

【第9条の2関係】

(8) 国民健康保険税の介護分における世帯に係る平等割額を「6,600円」から「6,300円」に引き下げることとします。

【第9条の3関係】

(9) 国民健康保険税の7割軽減世帯における被保険者に係る均等割額軽減額を、医療分については、「16,520円」から「17,150円」に、後期高齢者支援金分については、「5,250円」から「5,810円」に、介護分については、「6,720円」から「7,000円」に引き上げることとします。

また、世帯に係る平等割額軽減額を、後期高齢者支援金分については、特定

世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「4,410円」から「4,620円」に、特定世帯においては、「2,205円」から「2,310円」に、特定継続世帯においては、「3,308円」から「3,465円」に引き上げることとします。

介護分については、「4,620円」から「4,410円」に引き下げることとします。

【第23条第1項第1号関係】

(10) 国民健康保険税の5割軽減世帯における被保険者に係る均等割額軽減額を、医療分については、「11,800円」から「12,250円」に、後期高齢者支援分については、「3,750円」から「4,150円」に、介護分については、「4,800円」から「5,000円」に引き上げることとします。

また、世帯に係る平等割額軽減額を、後期高齢者支援金分については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「3,150円」から「3,300円」に、特定世帯においては、「1,575円」から「1,650円」に、特定継続世帯においては、「2,363円」から「2,475円」に引き上げることとします。

介護分については、「3,300円」から「3,150円」に引き下げることとします。

【第23条第1項第2号関係】

(11) 国民健康保険税の2割軽減世帯における被保険者に係る均等割額軽減額を、医療分については、「4,720円」から「4,900円」に、後期高齢者支援金分については、「1,500円」から「1,660円」に、介護分については、「1,920円」から「2,000円」に引き上げることとします。

また、世帯に係る平等割額軽減額を、後期高齢者支援金分については、特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯においては、「1,260円」から「1,320円」に、特定世帯においては、「630円」から「660円」に、特定継続世

帯においては、「945円」から「990円」に引き上げることとします。

介護分については、「1,320円」から「1,260円」に引き下げることとします。

【第23条第1項第3号関係】

(12) 国民健康保険税の医療分における未就学児に係る均等割額軽減額を、7割軽減世帯については、「3,540円」から「3,675円」に、5割軽減世帯については、「5,900円」から「6,125円」に、2割軽減世帯については、「9,440円」から「9,800円」に、軽減非該当世帯については「11,800円」から「12,250円」に引き上げることとします。

【第23条第2項第1号関係】

(13) 国民健康保険税の後期高齢者支援金分における未就学児に係る均等割額軽減額を、7割軽減世帯については、「1,125円」から「1,245円」に、5割軽減世帯については、「1,875円」から「2,075円」に、2割軽減世帯については、「3,000円」から「3,320円」に、軽減非該当世帯については「3,750円」から「4,150円」に引き上げることとします。

【第23条第2項第2号関係】

(14) この条例は、令和6年4月1日から施行します。

【付則関係】

3 現行税率との比較

区 分		平成 27 年度～ 令和 5 年度	令和 6 年度 (案)	現行税率との差
医療分 (医療給付 費分)	所得割	6.8%	7.0%	+0.2%
	均等割	23,600円	24,500円	+900円
	平等割	20,000円	20,000円	同 額
支援金分 (後期高齢 者支援分)	所得割	2.4%	2.5%	+0.1%
	均等割	7,500円	8,300円	+800円
	平等割	6,300円	6,600円	+300円
介護分 (介護納付 金分)	所得割	2.1%	2.3%	+0.2%
	均等割	9,600円	10,000円	+400円
	平等割	6,600円	6,300円	-300円

4 この改正による税収の影響

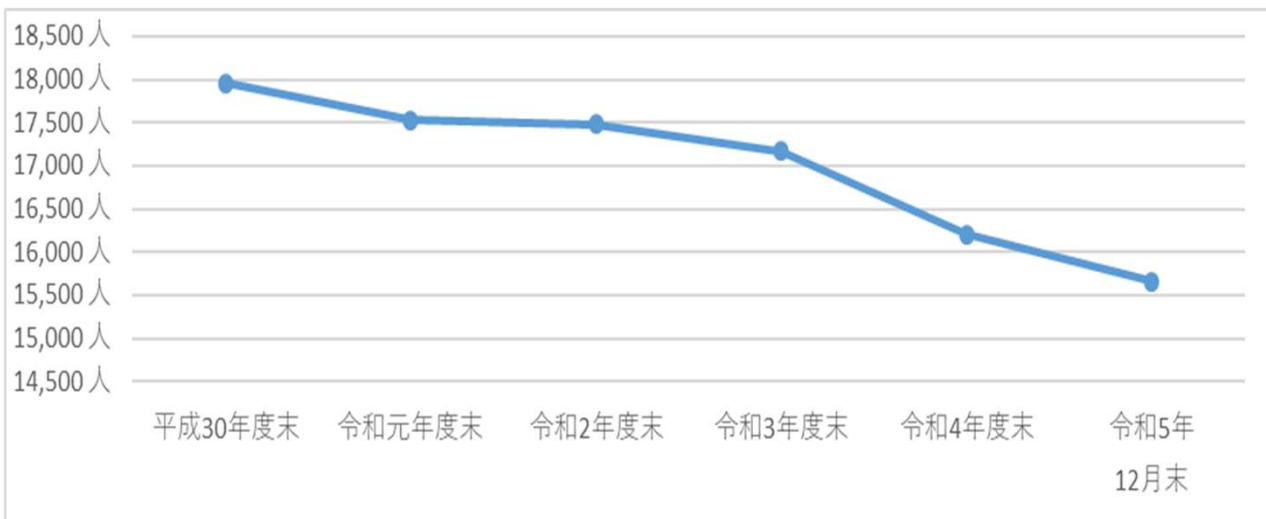
税率改正による国民健康保険税額の増額見込 約 48,000 千円

【国保を取り巻く状況】

・被保険者の推移

平成30年度末と令和5年12月末との比較では、2,299人減少

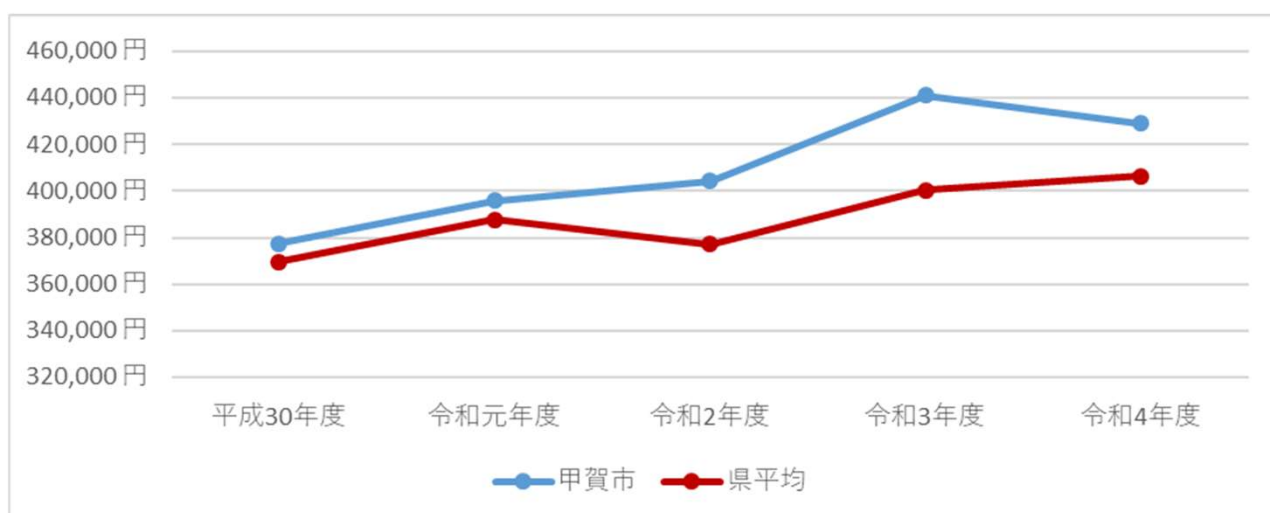
平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年12月末
17,960 人	17,536 人	17,481 人	17,168 人	16,206 人	15,661 人



・一人当たり医療費の推移

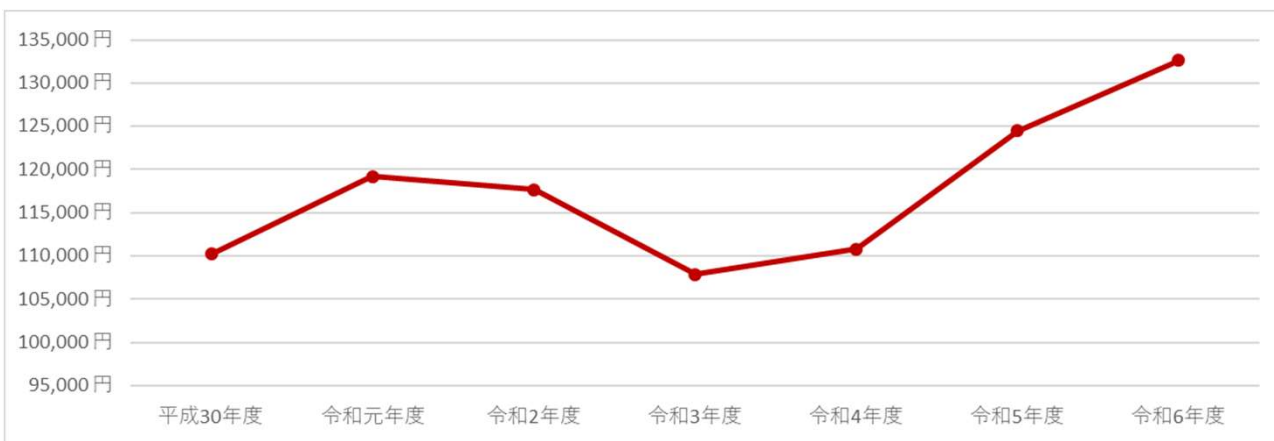
平成30年度と令和4年度との比較では、51,541円増加。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
甲賀市	377,544 円	395,839 円	404,271 円	441,213 円	429,085 円
県平均	369,677 円	387,721 円	377,198 円	400,409 円	406,480 円
県内順位 (13市)	4 位	4 位	2 位	1 位	2 位



・ 県が示す一人当たり標準保険料の推移

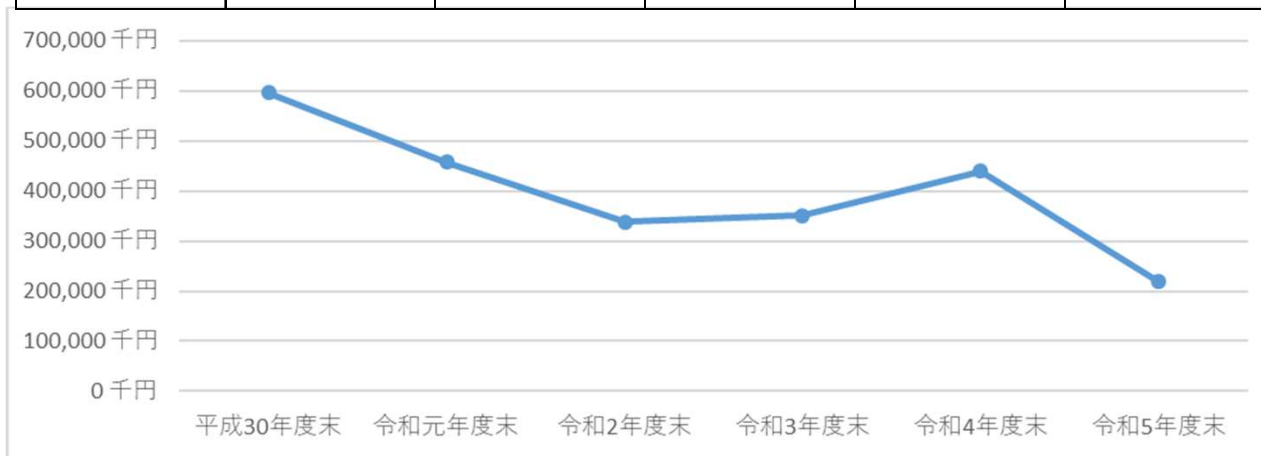
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
110,247 円	119,227 円	117,642 円	107,851 円	110,793 円	124,498 円	132,651 円



令和3年度は国から県に交付される前期高齢者交付金の影響により、令和4年度は県の剰余金（約22億円）の活用により、標準保険料が低く抑えられましたが、令和5年度以降は増加しています。

・ 基金の保有状況の推移

平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
596,876 千円	457,594 千円	338,281 千円	351,057 千円	439,359 千円	218,544 千円

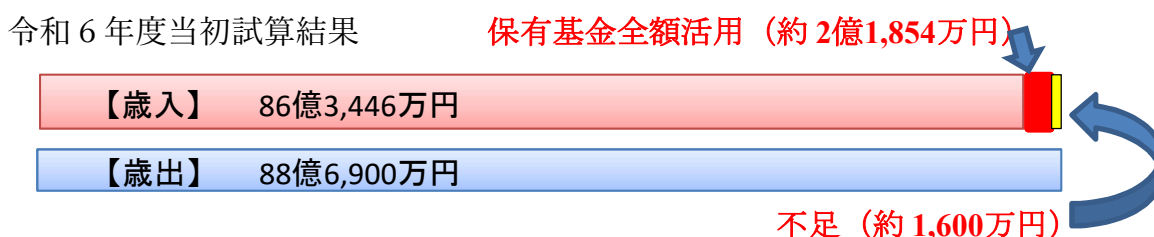


被保険者数の減少に伴い保険税収入は減少してきており、令和5年度は県に納める納付金が大幅に増加したことから、多額の基金の活用が必要となり、基金保有額が大幅に減少しました。

【国保税率を改定する理由】

・被保険者数は減少傾向にありますが、被保険者一人当たりの医療費は年々増加しています。

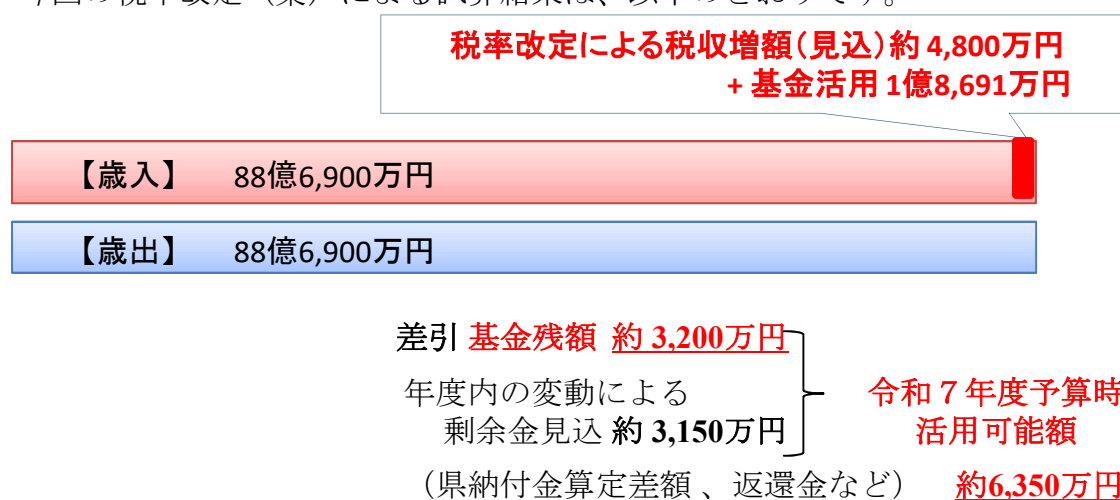
・令和5年度から県が示す標準保険料が急激に増えており、市の基金の活用額が大幅に増加し、令和6年度予算編成においては、令和5年度からさらに標準保険料水準が上がり、保有基金を全額活用しても、現行税率のままでは、歳入歳出の収支に不足が出る見込みです。



・県が示す標準保険料率は、現行税率と比較して、大幅に高い状況となります。

現行税率(令和5年度)				【参考】県が示す標準保険料			
	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割		所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療	6.8%	23,600	20,000	医療	7.67%	32,423	22,450
支援	2.4%	7,500	6,300	支援	2.95%	12,173	8,428
介護	2.1%	9,600	6,600	介護	2.52%	12,850	6,329

・今回の税率改定(案)による試算結果は、以下のとおりです。



・県内においては、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)となるように保険料(税)を統一する方向性で協議しており、令和7年以降も、被保険者の減少や医療費の増加等により、さらに税率を改定する必要があると見込まれます。

【 現行税率と改定税率の比較 】

現行税率（R5）

	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
医療	6.8%	23,600	20,000
支援	2.4%	7,500	6,300
介護	2.1%	9,600	6,600

R6改正税率(案)

	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割	備考
医療	7.0%	24,500	20,000	平等割は県内でも高い。据え置き。
支援	2.5%	8,300	6,600	平等割は県内でも低い。引き上げ。
介護	2.3%	10,000	6,300	平等割は県の示す標準保険料より高い。引き下げ。

※介護は、40歳～64歳までの被保険者から徴収。

増減

	所得割	均等割	平等割
医療	0.2%	900	0
支援	0.1%	800	300
介護	0.2%	400	▲ 300

【 引き上げ税率による年税額シミュレーション 】

モデルケース（条件）	R5 現行税額	R6 試算税率	増加額	増加率
A 2人（65歳以上）、 所得なし（年金110万円） 7割軽減	26,400	27,600	1,200	4.55%
B 3人（40歳代夫婦と子10歳）、 所得なし（給与55万円） 7割軽減	43,500	45,200	1,700	3.91%
C 2人（65歳以上）、 夫所得90万円（年金200万円） 妻所得なし（年金80万円） 5割軽減	87,400	90,700	3,300	3.78%
D 3人（40歳代夫婦と子10歳）、 所得167万円（給与収入250万円）	256,300	267,300	11,000	4.29%
E 3人（30歳代夫婦と子10歳）、 事業所得250万円	309,900	321,600	11,700	3.78%
F 3人（40歳代夫婦と子10歳）、 所得237万円（給与収入350万円）	364,500	380,200	15,700	4.31%
G 3人（40歳代夫婦と子10歳）、 所得356万円（給与収入500万円）	499,000	520,500	21,500	4.31%
H 3人（40歳代夫婦と子10歳）、 所得610万円（給与収入800万円）	785,900	820,300	34,400	4.38%

■ 国民健康保険税率の推移について

	医療分				後期高齢者支援分				介護給付分			
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割
平成16年度	5.80%	28.00%	23,000円	24,000円					0.70%	5.00%	5,800円	3,900円
平成17年度	5.70%	19.00%	23,000円	20,000円					1.60%	2.80%	8,900円	6,500円
平成18年度	6.90%	19.00%	25,500円	22,000円					1.70%	2.80%	9,100円	6,700円
平成19年度	7.80%	9.00%	26,500円	22,500円					1.83%	2.80%	9,300円	6,800円
平成20年度	7.00%	9.00%	26,000円	21,100円	2.20%	1.00%	7,500円	6,300円	1.86%	1.10%	9,100円	6,400円
平成21年度	7.00%	4.50%	26,000円	21,100円	2.20%	0.50%	7,500円	6,300円	1.60%	0.50%	8,900円	5,900円
平成22年度	7.10%		26,000円	21,100円	2.40%		7,500円	6,300円	1.90%		8,900円	5,900円
平成23年度	7.00%		25,000円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	1.90%		8,900円	5,900円
平成24年度	7.00%		25,000円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	1.90%		8,900円	5,900円
平成25年度	7.00%		25,000円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	1.90%		8,900円	5,900円
平成26年度	7.00%		25,000円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	1.90%		8,900円	5,900円
平成27年度	6.80%		23,600円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	2.10%		9,600円	6,600円
平成28年度	6.80%		23,600円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	2.10%		9,600円	6,600円
平成29年度	6.80%		23,600円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	2.10%		9,600円	6,600円
平成30年度	6.80%		23,600円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	2.10%		9,600円	6,600円
令和元年度	6.80%		23,600円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	2.10%		9,600円	6,600円
令和2年度	6.80%		23,600円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	2.10%		9,600円	6,600円
令和3年度	6.80%		23,600円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	2.10%		9,600円	6,600円
令和4年度	6.80%		23,600円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	2.10%		9,600円	6,600円
令和5年度	6.80%		23,600円	20,000円	2.40%		7,500円	6,300円	2.10%		9,600円	6,600円
令和6年度	7.00%		24,500円	20,000円	2.50%		8,300円	6,600円	2.30%		10,000円	6,300円



←引き上げ

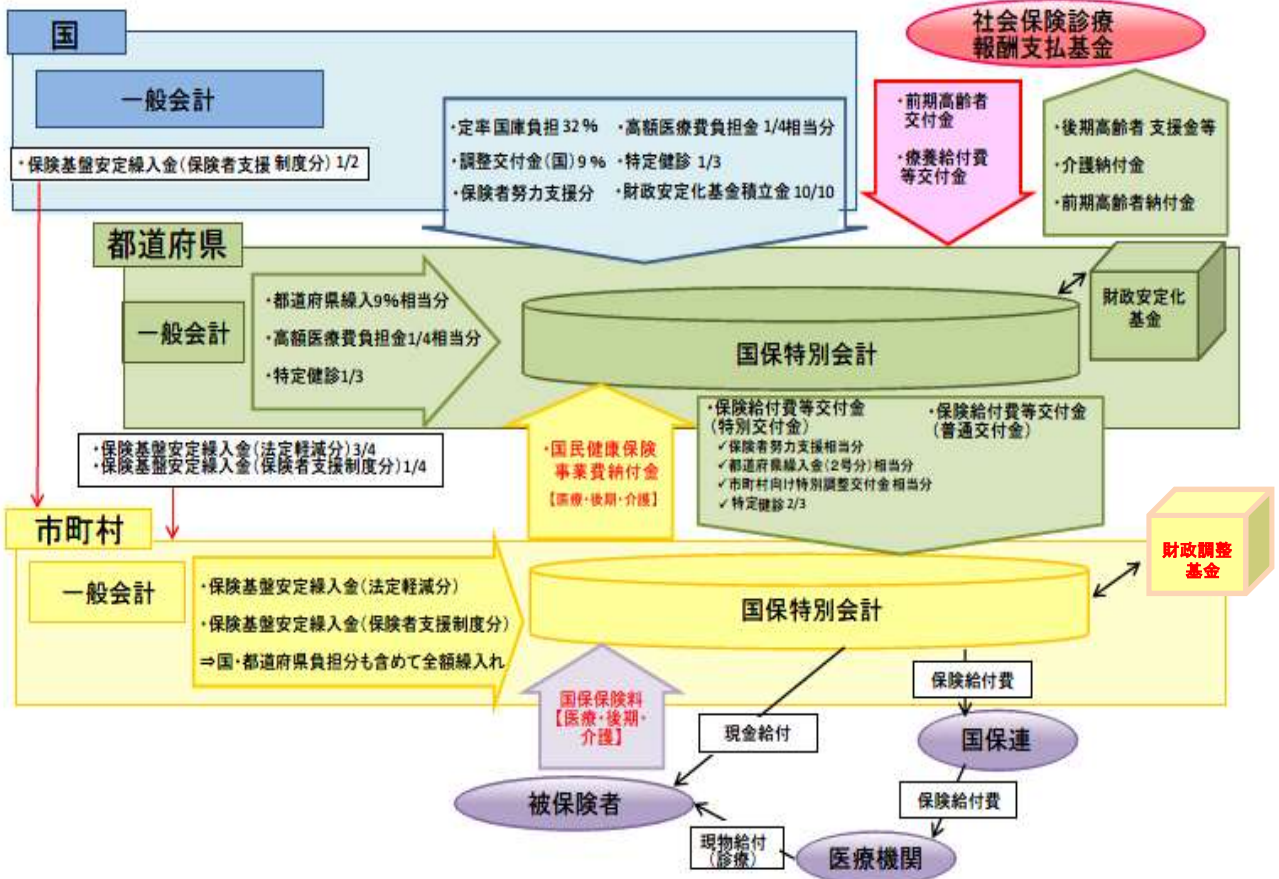
※固定資産の価値に応じて計算される「資産割」は、平成22年度以降は廃止されました。



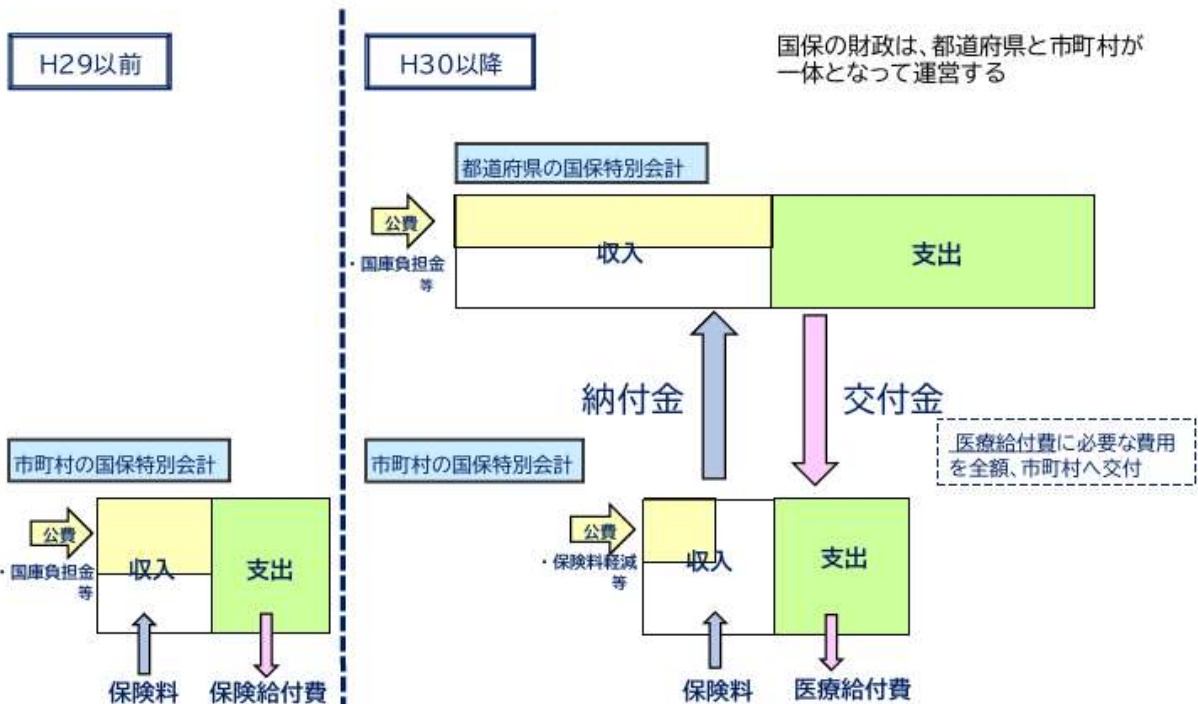
←引き下げ

※平成20年度から後期高齢者医療制度施行に伴い、後期高齢者支援分が開始されました。

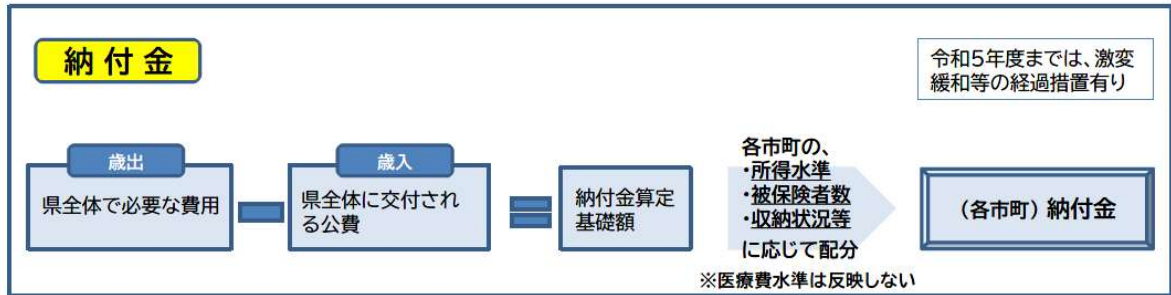
都道府県単位化後の国保財政の基本的な枠組み



都道府県単位化による国保の財政



納付金・保険料の算定方法(滋賀県)



※市町保険料の決定権は市町